

独占禁止法における事後規制の歴史

村上政博

もくじ

- I 30年間をかけた判例法の成果
- II 排除型単独行為規制
- III 共同の取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限に対する規制
- IV 国際標準の競争法体系に

I 30年間をかけた判例法の成果

『独占禁止法(初版)』「はしがき」において、「競争法上の理論は大きな枠組みを定めるにとどまるものであり、ルール、違法性基準は、判例、事例の集積によって確立されるからである。」「日本の独占禁止法において審判審決、判例の集積が進めば、米国、EUと同等の競争法上のルールを構築できる可能性が高い。最も独占禁止法体系も、原点に戻り基本的に国際的に受け入れられている基本体系と合致させることが望ましいことも事実である。」と記述した。その後、1995年から2025年まで30年間を経て、独占禁止法は、妥当な個別判例による、現行判例法を形成した。

専ら不公正な取引方法の禁止が適用された時期から、行為類型ごとの単一ルールが成立している米国反トラスト法、EU競争法の判例法を参考にして判例を形成してきた。その点から、不公正な取引方法の禁止は、行為類型ごとのあるべきルールよりも一段階低い行為を規制するためのものであるという言い回しが独占禁止法の判例法形成の歴史に照らし正しくない。

以下、単独行為規制のうち、排除型単独行為に対する規制と、共同行為規制のうち、共同の

取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限に対する規制、という二重規制を受ける行為類型について判例分析を行い、現行判例法に照らし、不公正な取引方法の実質要件である公正競争阻害性が一定の取引分野における競争の実質的制限よりも低い違法性基準、違法性水準であるということが誤りであることを明らかにする。いわば、第77回および第78回の内容を判例法により解説する。

II 排除型単独行為規制

1 判例法および判例分析

排除型単独行為の行為類型については、排除型私的独占を適用した事例と自由競争減殺型の不公正な取引方法を適用した事例とが併存する。そのため、事例分析を行い、行為類型ごとに排除型私的独占を適用した事例と自由競争減殺型の不公正な取引方法を適用した事例を分析して、基本的に同一ルールが形成されていることを検証することができる。

排除型単独行為について不公正な取引方法に該当するか否かが争われた行為・事例については、該当するとした行為・事例と該当しないとした行為・事例に分かれる。これも、当該行為類型についてあるべきルールを構築しようとして法適用した結果である。不公正な取引方法の公正競争阻害性が排除型私的独占の一定の取引分野における競争の実質的制限よりも低いレベルの違法性基準・違法性水準であることを理由として結論が導かれたわけではない。

PROFILE

むらかみ まさひろ 昭和女子大学客員教授、一橋大学名誉教授、弁護士 (TMI 総合法律事務所客員弁護士)

諸国など、グローバルサウスへの政府開発援助(ODA)と民間投資を戦略的に結びつける必要がある。対米投資が日本の安全保障を担保する「保険」であるならば、グローバルサウスへの投資は、国際社会における「日本の影響力と持続的経済成長の基盤」を確保するための戦略的投資と位置づけられる。

結論として、日本企業による対米投資は、地政学的緊張が高まる現代において、日本が生き残るための最重要戦略の一つである。しかし、それは「唯一の戦略」ではない。国際政治の多極化という現実を踏まえ、日米同盟を基軸としつつも、中国との経済関係を戦略的に管理し、グローバルサウスとの連携を強化するという、多角的かつ客観的な視点に立ったバランスの取れた戦略的舵取りこそが、日本の未来の繁栄を左右する鍵となる。

注

- 1 本項について、先月筆者は以下のような論考を掲載している。「日本企業の対米投資、地政学的意義とリスク」<https://www.data-max.co.jp/article/80416>

IBL

【別表1】 排除型単独行為—排除型私的独占適用事例 いずれも政府訴訟

- 1. 日本医療食協事件 東京地判(平成8(1996)年5月8日)
- 2. パソコン機・ベントール事件 東京地判(平成9(1997)年8月6日)
- 3. パラマウントベッド事件 東京地判(平成10(1998)年3月31日)
- 4. ノーティオン事件 東京地判(平成10(1998)年9月3日)
- 5. 北海道新聞社(函館新聞)事件 東京地判(平成12(2000)年2月28日)
- 6. 有線ブロードネットワークス事件 東京地判(平成16(2004)年10月13日)
- 7. インテル事件 東京地判(平成17(2005)年4月13日)
- 8. ニプロ事件 東京地判(平成18(2006)年6月5日)
- 9. 東日本電信電話会社事件 東京地判(平成19(2007)年3月26日)、東京高判(平成21(2009)年5月29日)、最高裁判決(平成22(2010)年12月17日)
- 10. 日本音楽著作権協会事件 排除措置命令(平成21(2009)年2月27日)、審判判決(平成24(2012)年6月12日)、東京高判(平成25(2013)年11月11日)、最高裁判決(平成27(2015)年4月30日)、別冊版権中絶下で終了(平成28(2016)年9月9日)
- 11. マイナミ空運サービス事件 排除措置命令(令和2(2020)年7月7日)、東京地判(令和4(2022)年2月10日)、東京高判(令和5(2023)年4月25日)



2 排除型私的独占に該当するとした事例

表1の11件は、いずれも、公取委が取り上げた事件であり、いわゆる政府訴訟に属する。いずれも妥当な法適用であり、結論である。

ただし、⑩の音楽著作権集中管理団体の行為は、米国反トラスト法、EU競争法の調査結果として競争法に違反しないと判断される。同事件の行為は、排除型私的独占を適用する場合、排除行為に該当するが、一定の取引分野における競争を実質的に制限することを充足しないために排除型私的独占に該当しない。この件で、イーライセンスから、同一行為について、不公正な取引方法に該当するとして東京地裁に差止請求訴訟が提起され、審理の係属中に訴えの取り下げにより終了した。不公正な取引方法を適用する場合、イーライセンスからの東京地裁の差止請求訴訟で主張された、抱き合わせ販売等、排他条件付取引、競争者に対する取引妨害の形式要件のいずれかに該当するが、実質要件である「不当に」の自由競争減殺型の公正競争阻害性を充足しないとために、不公正な取引方法にも該当しない。

また、排除型私的独占に該当しないとされた行為について、不公正な取引方法が低いレベルの違法性基準であるが故に、不公正な取引方法に該当すると判示する事例が生じることがあり得ない。

3 自由競争減殺型の不公正取引方法を適用した事例

東洋精米機事件東京高裁判決、東京都芝浦屠場事件最高裁判決以降で、排除型単独行為について不公正な取引方法を適用した主要な事例は表

【別表2】 排除型単独行為—不公正な取引方法適用事例

- 1. 東洋精米機事件 東京高判(昭和59(1984)年2月17日)
- 2. 東京都芝浦屠場不公正取引事件 東京地判(昭和59(1984)年9月17日)、東京高判(昭和61(1986)年2月14日)、最高裁判決(平成元(1989)年12月14日) 私人間訴訟
- 3. 東芝エレベータ株式会社事件 大阪地判(平成5(1993)年7月30日) 私人間訴訟
- 4. マイクロソフト抱き合わせ事件 東京地判(平成10(1998)年12月14日)
- 5. ゼンコー事件とPガス差別対価事件 東京地判(平成16(2004)年3月31日)、東京高判(平成17(2005)年5月31日) 私人間訴訟
- 6. ニガス事件 L Pガス差別対価事件 東京地判(平成16(2004)年3月31日)、東京高判(平成17(2005)年5月31日) 私人間訴訟
- 7. 下関の福祉バス事件 山口地判(平成18(2006)年1月16日)
- 8. 日本郵政公社不公正取引事件 東京地判(平成18(2006)年1月19日)、東京高判(平成19(2007)年11月28日) 私人間訴訟
- 9. マイクロソフト非競争系取引事件 審判判決(平成20(2008)年9月16日)
- 10. 第一興商事件 審判判決(平成21(2009)年2月16日)
- 11. アルコム(非競争系)事件 排除措置命令(平成21(2009)年9月28日)、審判判決(平成31(2019)年3月13日)
- 12. デー・エス・エー事件 排除措置命令(平成23(2011)年6月9日)
- 13. キヤノン(エステックス)事件 大阪地判(令和5(2023)年6月20日)、大阪高判(令和6(2024)年9月12日)
- 14. A S P Japan合同会社事件 排除措置命令(令和6(2024)年7月26日)
- 15. MCデータベース事件 排除措置命令(令和6(2024)年12月24日)
- 16. Google LLC事件 排除措置命令(令和7(2025)年4月15日)



2の16件である。

このうち、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩が私人間訴訟であり、法制上不正な取引方法に該当するとして法律構成せざるを得ない事件である。また、①は差戻し事例、②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪、⑬は、不公正な取引方法に該当しないとされた事例である。②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑪、⑬については、(不公正な取引方法の公正競争阻害性を充足しないと判断されたものであり)不公正な取引方法の公正競争阻害性の違法性水準が一定の取引分野に競争の実質的制限と同一水準のものであることを示す事例となる。

4 本来排除型私的独占に該当すると法適用すべき事例

上記の不公正な取引方法に該当しないとされた事例を削除した、政府訴訟で排除型私的独占が不公正な取引方法に該当するとされた事例が表3の7事例である。今後公取委は、それらの

【別表3】 排除型単独行為—不公正な取引方法認定事例 そのうち政府訴訟

- 1. マイクロソフト(抱き合わせ)事件 東京地判(平成10(1998)年12月14日)
- 2. マイクロソフト(非競争系)事件 審判判決(平成20(2008)年9月16日)
- 3. 第一興商事件 審判判決(平成21(2009)年2月16日)
- 4. デー・エス・エー事件 排除措置命令(平成23(2011)年6月9日)
- 5. A S P Japan合同会社事件 排除措置命令(令和6(2024)年7月26日)
- 6. MCデータベース事件 排除措置命令(令和6(2024)年12月24日)
- 7. Google LLC事件 排除措置命令(令和7(2025)年4月15日)



7事例と同等な事例について排除型私的独占に該当するとして事件処理していくことが課題となる。事件内容としてみても、これらの行為が排除型私的独占に該当するとされた行為と比べて違法性が一段階低い行為であるとは評価されない。

すでに、『独占禁止法(第11版)』(弘文堂・2025年)では、⑤、⑥について19条を適用したことは法制上誤りではないが、排除型私的独占にも該当する行為であり、体系上の理由および課徴金を課して違反抑止を図るという理由で3条前段を適用することが相当であるとの言い回しを使用している。

Ⅲ 共同の取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限に対する規制

1 共同の取引拒絶および垂直的非価格制限

共同の取引拒絶と垂直的非価格制限に係る事件一覧が表4である。共同の取引拒絶、垂直的非価格制限については、共同の取引拒絶は原則違法、垂直的非価格制限は原則合法という妥当な判例法が形成されている。

現在共同の取引拒絶は不公正な取引方法の共同の取引拒絶、垂直的非価格制限は不公正な取引方法の拘束条件付取引に該当するとされて規制されている。

共同の取引拒絶、垂直的非価格制限に係る行為については、複数事業者の行為が不当な取引制限の相互拘束に該当するとして規制するとしても、共同の取引拒絶事件は不当な取引制限に該当し、垂直的非価格制限事件は不当な取引制

【別表4】 共同の取引拒絶および垂直的非価格制限

- 共同の取引拒絶**
- 1. 千葉新聞不買事件 東京高判(昭和30(1955)年4月6日)
 - 2. 日本遊戯協同組合事件 東京地判(平成9(1997)年4月9日) 私人間訴訟
 - 3. ロックマン工法事件 東京地判(平成12(2000)年10月31日)
 - 4. 着うた事件 東京地判(平成17(2005)年4月26日) 審判判決(平成20(2008)年7月24日) 東京高判(平成22(2010)年1月29日)
 - 5. 新潟市低額運賃タクシー会社取引拒絶事件 排除措置命令(平成19(2007)年6月26日)
- 垂直的非価格制限**
- 1. 資生堂東京販売(富士喜本店)事件 販売方法の制限 東京地判(平成5(1993)年9月27日) 東京高判(平成6(1994)年9月14日) 最高裁判決(平成10(1998)年12月18日)
 - 2. 花王化粧品販売(江川企画)事件 販売方法の制限 東京地判(平成6(1994)年7月18日) 東京高判(平成9(1997)年7月31日) 最高裁判決(平成10(1998)年12月18日)
 - 3. 三光丸本店事件 東京地判(平成16(2004)年4月15日) 販売地域制限 私人間訴訟



限に該当しないという同一結論を簡単に導ける。不当な取引制限の相互拘束に該当するとして規制する方が不正競争法的法適用を行う余地はなくなる。

この点は、前回第77回で解説したとおりである。共同の取引拒絶の場合、千葉新聞不買事件の行為は、新聞発行本社3社と新聞販売店156社による、共同して千葉新聞社の千葉新聞の取扱いを拒絶させた行為が不当な取引制限の相互拘束(行為類型としての共同の取引拒絶)に該当する。ロックマン工法事件の行為は、ワキタおよび施工業者17社による、専用機械をロックマン工法協会施工部会に属する者以外の者に販売、貸与することを拒絶する行為が不当な取引制限の相互拘束(行為類型としての共同の取引拒絶)に該当する。

また、垂直的非価格制限の場合でも、資生堂東京販売、花王化粧品販売事件の化粧品の対面販売条項が不当な取引制限の相互拘束に該当するかについて、現行最高裁判決と同様に、EU競争法101条に基づく選択的流通制度と同様なルールを採用し、同一ルールを導ける。

同様に、三光丸本店事件の行為も、三光丸本店と多数の配置業者との間の、販売地域制限条項、得意先報告条項、譲渡先制限条項を含む新販売供給契約は相互拘束に該当するが、一定の取引分野における競争の実質的制限を充足せず不当な取引制限に該当しないという結論を導ける。新販売供給契約を締結しない配置業者に対する解約および出荷停止がその他の取引拒絶に該当するか、得意先報告条項、譲渡先制限条項がそれぞれ独立して優越的地位の濫用に該当するかという論点について個別に争われて判断を示さざるを得ないこと自体が競争法制としての不公正な取引方法の形式要件の脆弱性という本質的欠陥を示す。

2 垂直的価格制限

垂直的価格制限についてはこれまでで不公正な取引方法の再販売価格の拘束と拘束条件付取引に該当するとされている。最近の主要な垂直的価格制限に係る事例が表5である。現在、垂直的価格制限については原則違法であるという

【別表5】 主要な垂直的価格制限事例

- 1. 小林コーサー事件勧告審決（昭和58（1983）年7月6日）役務の対価
- 2. エーザイ事件勧告審決（平成3（1991）年8月5日）
- 3. 資生堂再販売価格維持事件同意審決（平成7（1995）年11月30日）
- 4. ハーゲンダッツジャパン事件勧告審決（平成9（1997）年4月25日）
- 5. アルパイン事件勧告審決（平成13（2001）年1月23日）価格表示
- 6. ソニー・コンピュータエンタテインメント事件審判審決（平成13（2001）年8月1日）
- 7. ジェイフォン事件勧告審決（平成15（2005）年9月4日）価格表示
- 8. 20世紀フォックスジャパン事件勧告審決（平成15（2005）年11月25日）役務の対価
- 9. ジョンソン・エンド・ジョンソン事件排除措置命令（平成22（2010）年12月1日）価格表示
- 10. コールマンジャパン事件排除措置命令（平成28（2016）年6月15日）



ルールを形成している。

再販売価格の拘束は、規制対象を物品の対価に限定し、役務の対価や価格表示の制限を含まない。そのため、役務の対価の制限や価格表示の制限は拘束条件付取引に該当するとされている。

不当な取引制限の相互拘束に該当する垂直的価格制限の規制対象には役務の対価の制限や価格表示の制限を含む。不当な取引制限による垂直的価格制限について、当然に原則違法というルールが成立する。

再販売価格の拘束と拘束条件付取引の「拘束」について、粉ミルク事件最高裁判決は、「必ずしもその取引条件に従うことが契約上の義務として定められていることを要せず、それに従わない場合に経済上なんらかの不利益を伴うことにより現実にその実効性が確保されていれば足りるものと解すべきである」とし、契約上の義務として規定されている場合と経済上の不利益によりその実効性が確保されている場合が該当するとしている。これを受けて、メーカーによる再販売価格を維持する旨の販売方針の決定とその販売業者への指示行為が違反行為であるとされて、安売りする業者に対する出荷停止等や安売り業者への横流しという個別是正事例を伴う行為を取り上げてきた。今日でも、再販売価格の拘束行為について、「相手方に再販売価格を維持させる行為」と解説する原因となっている¹。

不当な取引制限の相互拘束に該当するかを問題とする場合には、製造業者と多数の販売業者との間における末端小売価格を維持するという合意、契約が相互拘束に該当する²。安売りして

いる契約販売業者や安売り業者に出荷している販売業者に対する不利益措置は当該合意から派生するものであり、当該相互拘束行為に含まれる行為と評価される。

現行流通・取引慣行ガイドライン（平成29（2017）年）は、拘束とは、メーカーが何らかの人為的手段によって、再販売価格維持の実効性を確保していることであるとしている。そのうえで、流通業者に対して、合意によってそのようにさせている場合も、不利益の賦課等によってそのようにさせている場合も、人為的手段による実効性が確保されている場合に該当するとしている。この解説による考え方は垂直的制限が相互拘束に該当する場合には逆転するのであり、再販売価格を維持する旨の合意が相互拘束に該当する違反行為であり、メーカーが何らかの人為的手段によって、再販売価格維持の実効性を確保していることはその合意に付随する行為となる。

これまで、垂直的価格制限について不公正な取引方法を適用してきたため、違反行為を細分化し、その実効性担保手段や実施行為を独立した違反行為として不公正な取引方法何項に当たるという不正競争法の法適用を行ってきた。これも、垂直的制限が相互拘束に該当すると認定すると妥当な法適用が行える。

例えば、エーザイ事件勧告審決平成3（1991）年8月5日では、再販売価格の拘束に該当するとし、実効性確保手段である他の販売業者への転売の禁止を独立して拘束条件付取引に該当するとした。この件では、エーザイとその取引小売業者間におけるユベラックス製品の末端小売価格を維持するという合意が相互拘束（行為類型としての垂直的価格制限）に該当し、他の販売業者への転売の禁止はそれに含まれる。

ソニー・コンピュータエンタテインメント事件審判審決平成13（2001）年8月1日では、ソニー・コンピュータエンタテインメントは、値引き販売の禁止が再販売価格の拘束に該当するとし、実効性確保手段である横流し禁止を独立して拘束条件付取引に該当するとした。この件で、ソニー・コンピュータエンタテインメント事件の行為は、ソニー・コンピュータエ

ンタテインメントとその卸売業者、小売業者間における、家庭用ゲームソフトを一般消費者に直接販売して小売価格を維持するという合意であり、相互拘束（行為類型としての垂直的価格制限）に該当し、横流し禁止は実効性担保手段としてそれに含まれる。

このように、製造業者と多数の販売業者との間における末端小売価格を維持するという合意、契約を相互拘束に該当するとし、その相互拘束行為に実効性担保手段や実施行為を含める方が妥当な事件処理ができる。

ただし、表5の事例は拙著『独占禁止法』に掲載した独占禁止法上違法であると評価される事例である。現在、垂直的価格制限については、垂直的価格制限はブランド内競争を制限する一方、ブランド間競争を促進する面があり、その違法性については個別に判断されるというリージョン事件米国最高裁判決（2007年）が国際的な基本先例である。

再販売価格の拘束、拘束条件付取引を含む、自由競争減殺型の行為類型に属する行為については、「一定の取引分野」を画定してそこで競争制限効果が認定されると違法となる。ところが、再販売価格の拘束等による垂直的価格制限については粉ミルク事件最高裁判決の悪影響を受けて、一定の取引分野を画定し、そこでのブランド内競争とブランド間競争を分析して価格維持効果を認定するというルールが適用されていない。あるべきルールとしては、市場占有率30%超の事業者の行為について原則違法とするのである。

VI 国際標準の競争法体系に

今後、公取委は、あるべき法適用方針、事件処理方針として、体系上の理由と課徴金を課し違反抑止を図るとの理由で、第1に、排除型単独行為に対しては排除型私的独占の禁止を適用すること、第2に、不当な取引制限の相互拘束には、共同の取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限を含むと公式に解釈して、共同の取引拒絶、垂直的価格制限、垂直的非価格制限に対して不当な取引制限の禁止を適用することが相当である。

これにより、まず、自由競争減殺型の不公正

な取引方法を不要なものとし、私的独占の禁止と不当な取引制限の禁止による、国際標準の競争ルールに置き換えることができる。

この事件処理方針は、自由競争減殺型の不公正な取引方法は廃止するための手順、道筋であるとともに、自由競争減殺型の廃止を実現した場合の結果でもある。

不公正な取引方法の禁止は、単独行為規制の基本禁止規定である私的独占の禁止、共同行為規制の基本禁止規定である不当な取引制限の禁止を制定時に予定されていたように適用できないという経済環境の下で、独占禁止法を生き延びさせるために1953年に生み出された規制である。私的独占の禁止が単独行為規制の基本禁止規定、不当な取引制限の禁止が共同行為規制の基本禁止規定として本来予定されていたように活用できるようになった段階で、自由競争減殺型の不公正な取引方法の禁止はその歴史的役割を終えたのであって、廃止することが相当である。

注

- 1 さらに、垂直的制限を販売業者の自由な意思決定を抑圧する行為と位置付けて、垂直的制限と優越的地位の濫用行為の区別を長い間不明確なものとする原因となった。
- 2 反トラスト法の判例分析によっても、製造業者・販売業者間の協調的合意のほか、製造業者主導による合意、販売業者主導による合意が不当な取引制限の相互拘束に含まれる。

IBL